

は、なお従前の例による。ただし、当該事実が生じた法人について、施行日以後に前項に規定する事実が生ずる場合には、この限りでない。

(避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十七条 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間ににおける第九条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二の規定の適用については、同条第八項中「第十七条の二の三第一項」とあるのは「第十七条の二の二第一項」と、同条第九項中「第十七条の二の三第二項」とあるのは「第十七条の二の二第二項」と、「避難解除区域等」とあるのは「避難解除区域」と、同条第十項中「第十七条の二の三第二項」とあるのは「第十七条の二の二第二項」とする。

2 新震災特例法第十七条の二の三の規定は、法人が同条第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

(被災連結法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置)

第九十八条 新震災特例法第二十五条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

2 施行日前に旧震災特例法第二十五条第一項各号に掲げる事実が生じた場合については、なお従前の例による。ただし、当該事実が生じた連結法人について、施行日以後に前項に規定する事実が生ずる場合には、この限りでない。

(連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十九条 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間ににおける第九条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二の規定の適用については、同条第八項中「第二十五条の二の三第一項」とあるのは「第二十五条の二の二第一項」と、同条第九項中「第二十五条の二の三第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、「避難解除区域等」とあるのは「避難解除区域」と、同条第十項中「第二十五条の二の三第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」

とする。

2| 新震災特例法第二十五条の二の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同条第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

(被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納税猶予の特例に関する経過措置)

3| 第百条 新震災特例法第三十八条の三及び第三十八条の四の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする新租特法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用する。

2| 平成二十七年一月一日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした旧租特法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税については、旧震災特例法第三十八条の三及び第三十八条の四の規定は、なおその効力を有する。

3| 附則第八十六条第四項、第八項又は第十二項の規定により新租特法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者、新租特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等又は新租特法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなされた者は、それぞれ新震災特例法第三十八条の三第一項に規定する経営承継受贈者、同条第三項に規定する経営承継相続人等又は同条第五項に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同条第一項(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。)、同条第三項(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び同条第五項(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。)並びに新震災特例法第三十八条の四第一項第一号(同号ロに係る部分に限る。)及び同条第三項第一号(同号ロに係る部分に限り、同条第五項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。この場合において、当該経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4| 前項の規定の適用がある場合において、次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるとするによる。

1| 平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日までの間における新震災特例法第三十八条の三第一項の規定
同項第二号イ中「各第一種贈与基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種贈与基準日」と、「第一種贈与基準日の」とあるのは「第一種贈与基準日」(平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。)の「とす

る。

二 平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の二第二項第六号に規定する

経営承継期間の末日までの間ににおける新震災特例法第三十八条の三第三項の規定

同項第二号イ中「各第一種基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種基準日」と、「第一種基準日の」とあるのは「第一種基準日(平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。)」とする。

三 平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間の末日までの間ににおける新震災特例法第三十八条の三第五項の規定

同項第二号イ中「第一種贈与基準日ににおけるその」とあるのは「第一種贈与基準日(平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。)」において同じ。)におけるその」と、「をいう」とあるのは「をいい、平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る」とする。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百一条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附 則

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十八条 施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定中小会社の特定株式(同項に規定する特定株式をいう。)については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の施行日の前日」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「平成二十五年新法」という。)第三十七条の十第一項又は第三十七条の十一第一項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「平成二十五年新法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)又は平成二十五年新法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)」と、「当該

附 則

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十八条 施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定中小会社の特定株式(同項に規定する特定株式をいう。)については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の施行日の前日」と、「第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者に限る。)」とする。

株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第一条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」とする。

第一百二条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十八条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十八条 同 上

第四十一条の十九の五第一項中「（平成十四年法律第二百五十一号）」を削る。

第九十条の十二第三項中「第七条第一項」の下に「、第九十条の十一第一項」を加え、「同条」を「前二条」に改め、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 車両総重量が一・五トンを超える三・五トン以下の揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので財務省令で定めるものに該当し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上るもので財務省令で定めるもの（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

第九十七条中「（平成十四年法律第二百五十一号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～七 省 略

附 則
（施行期日）

第一条 同 上

七の二 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の七」を「第九条の八」に改める部分に限る。）、同法第二章第一節中第九条の七の次に一条

七の二 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の七」を「第九条の八」に改める部分に限る。）、同法第二章第一節中第九条の七の次に一条

を加える改正規定、同法第三十七条の十の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十二条の三第四項の改正規定及び同法第九十七条の改正規定並びに附則第五十二条、第六十一条並びに第六十四条第一項及び第二項の規定 平成二十六年一月一日

八〇十 省略

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一百三条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

附 則

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五条 個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の二の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「次条第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の二の二第三項」と、同条第十二項中「租税特別措置法第十条の二の二第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四十四号）第十九条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の二の二第三項」と、同条第十二項中「租税特別措置法第十条の二の二第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四十四号）附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の二の二第三項」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第四十八条 附則第四十五条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

を加える改正規定、同法第三十七条の十の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十二条の三第四項の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第五十二条、第六十一条並びに第六十四条第一項及び第二項の規定 平成二十六年一月一日

八〇十 同上

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五条 個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の二の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「次条第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四十四号）第十九条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の二の二第三項」と、同条第十二項中「租税特別措置法第十条の二の二第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四十四号）附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の二の二第三項」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第四十八条 附則第四十五条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十二条の四、次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第四十二条の四、新租税特別措置法第四十二条の五第二項、新租税特別措置法第四十二条の六第一項
-----	-----------------------------------	--

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十五条 法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	省略	省略
第二項	又は第十条の五の三第四項	、第十条の五の三第四項又は旧効力措置法第十条の二の二第四項

同上	同上
同上	同上

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十五条 同上

同上	同上	同上
若しくは第十条の三第五項	、第十条の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の二の二第五項	、第十条の三第四項又は旧効力措置法第十条の二の二第四項

第四項 第六十八条の十第二項	第三項 省 略	第四十二条の九、第四十二 条の十第二項、第三項及び 第五項、第四十二条の十一 並びに第四十二条の十二	新租税特別措置法第四十二条の 九、租税特別措置法等の一部を 改正する法律（平成二十四年法 律第十六号）附則第二十二条第 一項の規定によりなおその効力 を有するものとされる同法第一 条の規定による改正前の租税特 別措置法（第五項において「平 成二十四年旧効力措置法」とい う。）第四十二条の十第二項、 第三項及び第五項、新租税特 別措置法第四十二条の十一第二項 、第三項及び第五項、新租税特 別措置法第四十二条の十二、新 租税特別措置法第四十二条的 二の二第二項、新租税特別措置 法第四十二条の十二の三第二項 、第三項及び第五項並びに新租 税特別措置法第四十二条の十二 の四
第四項 第六十八条の十第二項	第三項 省 略	第四十二条の九、第四十二 条の十第二項、第三項及び 第五項、第四十二条の十一 並びに第四十二条の十二	新租税特別措置法第四十二条の 九、租税特別措置法等の一部を 改正する法律（平成二十四年法 律第十六号）附則第二十二条第 一項の規定によりなおその効力 を有するものとされる同法第一 条の規定による改正前の租税特 別措置法（第五項において「平 成二十四年旧効力措置法」とい う。）第四十二条の十第二項、 第三項及び第五項、新租税特 別措置法第四十二条の十一第二項 、第三項及び第五項並びに新租 税特別措置法第四十二条の十二 の四

同上	同上	同上	項及び第五項、新租税特別措置 法第四十二条の六第二項
同上	同上	同上	新租税特別措置法第四十二条の 九、租税特別措置法等の一部を 改正する法律（平成二十四年法 律第十六号）附則第二十二条第 一項の規定によりなおその効力 を有するものとされる同法第一 条の規定による改正前の租税特 別措置法（第五項において「平 成二十四年旧効力措置法」とい う。）第四十二条の十第二項、 第三項及び第五項、新租税特 別措置法第四十二条の十一第二項 、第三項及び第五項並びに新租 税特別措置法第四十二条の十二 の四
平成二十三年改正法附則第七十 二条の規定によりなおその効力 を有するものとされる平成二十 三年改正法第十九条の規定によ る改正前後の租税特別措置法（次 項及び第十一項において「旧効 力措置法」という。）第六十八	同上	新租税特別措置法第四十二条の 九、租税特別措置法等の一部を 改正する法律（平成二十四年法 律第十六号）附則第二十二条第 一項の規定によりなおその効力 を有するものとされる同法第一 条の規定による改正前の租税特 別措置法（第五項において「平 成二十四年旧効力措置法」とい う。）第四十二条の十第二項、 第三項及び第五項、新租税特 別措置法第四十二条の十一第二項 、第三項及び第五項並びに新租 税特別措置法第四十二条の十二 の四	新租税特別措置法第四十二条の 九、租税特別措置法等の一部を 改正する法律（平成二十四年法 律第十六号）附則第二十二条第 一項の規定によりなおその効力 を有するものとされる同法第一 条の規定による改正前の租税特 別措置法（第五項において「平 成二十四年旧効力措置法」とい う。）第四十二条の十第二項、 第三項及び第五項、新租税特 別措置法第四十二条の十一第二項 、第三項及び第五項並びに新租 税特別措置法第四十二条の十二 の四

正前の租税特別措置法（次項及び第十一項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第二項

第十一項				第五項			
省略	第四十二条の四第十一項（前条第七項）	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）附則第六十三項）	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項（新租税特別措置法第四十二条の四の二第七項）	新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項、新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び新租税特別措置法第六十八条第一項	新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項、新租税特別措置法第四十二条の二第一項及び新租税特別措置法第六十八条第一項	新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項、新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び新租税特別措置法第六十八条第一項	新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項、新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び新租税特別措置法第六十八条第一項

同上				同上			
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項、新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び新租税特別措置法第六十八条第一項	新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項、新租税特別措置法第四十二条の二第一項及び新租税特別措置法第六十八条第一項	新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項、新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び新租税特別措置法第六十八条第一項	新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項、新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び新租税特別措置法第六十八条第一項	新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項、新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び新租税特別措置法第六十八条第一項	新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項、新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び新租税特別措置法第六十八条第一項	新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第五項、新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び新租税特別措置法第六十八条第一項

条の十第二項

		第一項
第三項	第二項	省略
若しくは第四十二条の十二 の三第四項	又は第四十二条の十二の三 第三項	省略
、第四十二条の十二の三第四項 若しくは旧効力措置法第四十二 条の五第四項	、第四十二条の十二の三第三項 又は旧効力措置法第四十二条の 五第三項	省略

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)
第六十三条 附則第五十五条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三項		第十二項			
省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略

	同上	同上	同上
第四項 若しくは第四十二条の十一	又は第四十二条の十一第三項又は 第四十二条の十一第三項	同上	同上
第五第四項 、第四十二条の十一第四項若し くは旧効力措置法第四十二条の五第 三項	、第四十二条の十一第三項又は 旧効力措置法第四十二条の五第 三項	同上	同上

第六十三条 附則第五十五条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

		同上	同上		
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措

置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第六十八条の九、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第六十八条の九、新租税特別措置法第六十八条の十二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八条の十第一項
同上	同上	同上

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 同上

同上	新租税特別措置法第六十八条の十三、第三項八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十二項	新租税特別措置法第六十八条の十三、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第三十三条第一項の規定による改正前の租税特別措置法(第五項において「平成二十四年旧効力措置法」という。)第六十八条の十四第二
同上	同上	同上

	同上	同上	同上	
	同上	同上	同上	
新租税特別措置法第六十八条の 九第十一項（新租税特別措置法 第六十八条の九の二第七項）		平成二十三年改正法附則第五十 五条の規定によりなおそる効力 を有するものとされる平成二十 三年改正法第十九条の規定によ る改正前の租税特別措置法（第 十二項において「旧効力措置法 」という。）第四十二条の五第 二項	同上	項、第三項及び第五項、新租税 特別措置法第六十八条の十五第 二項、第三項及び第五項並びに 新租税特別措置法第六十八条の 十五の二

第十四項		第十三項		第十二項		第十一項		第十項	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	新租税特別措置法第六十八条の十三第四項、 第六十八条の十四第五項、 第六十八条の十五第五項、 第六十八条の百第一項及び 第六十八条の百八第一項	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	新租税特別措置法第六十八条の十五第五項、 新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び新租税特別措 置法第六十八条の百八第一項	省略

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第百十一条 附則第七十二条の規定の適用がある場合における所得稅法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)第八条の規定による改正後の租税特

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)
第八十条 附則第七十二条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中

別措置法第六十八条の十五の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	
省略	省略
省略	省略

附 則

(所得税特別措置法等の一部を改正する法律の一一部改正)

第一百四条 税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二項	省略	省略
第三項	又は第六十八条の十五の四 若しくは第六十八条の十五の四 の四第四項	省略
第十項	、第六十八条の十五の四第三項 又は旧効力措置法第六十八条の 第十項	省略

同上	同上	同上
第四項	又は第六十八条の十五 若しくは第六十八条の十五 の四第四項	同上
第十項	、第六十八条の十五第四項若し くは旧効力措置法第六十八条の 第十項	同上

附 則

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第八条 前条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)第八条の規定による改正後の税特別措置法(次項において「平成二十五年新税特別措置法」という。)第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	
同上	同上
同上	同上

第二項 又は第十条の五の三第四項

若しくは第十条の五の三第五項又は旧効力措置法第十条の四第五項

第三項 若しくは第十条の五の三[第]五項	、第十条の五の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の四第五項
-------------------------	-------------------------------

2 前条の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。）第十条の二から第十条の三の二までの規定の適用がある場合における平成二十五年新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、前項及び平成二十五年新震災特例法第十条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十五年新租税特別措置法第十条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 次の各号に掲げる規定

次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」といいう。）第十条の四第三項又は第四項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条

又は第十条の三第四項

若しくは第十条の三第四項又は旧効力措置法第十条の四第四項

同上	若しくは第十条の三第五項 、第十条の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の四第五項
----	---

2 前条の規定の適用がある場合で、かつ、第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十条の二から第十条の三の二までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、前項及び新震災特例法第十条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新租税特別措置法第十条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 次の各号に掲げる規定

次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」といいう。）第十条の四第三項又は第四項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条

<p>当該各号に定める金額を</p> <p>当該各号に定める金額（旧効力 措置法第十条の四第三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ 同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による 控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）</p>
--

<p>当該各号に定める金額を</p>	<p>当該各号に定める金額（旧効力 措置法第十条の四第三項又は第 四項の規定にあつてはそれぞれ 同条第三項に規定する税額控除 限度額のうち同項の規定による 控除をしても控除しきれない金 額を控除した金額又は同条第四 項に規定する繰越税額控除限度 超過額のうち同項の規定による 控除をしても控除しきれない金 額を控除した金額とし、震災特 例法第十条の二第三項又は第四 項の規定にあつてはそれぞれ同 条第三項に規定する税額控除限 度額のうち同項の規定による控 除をしても控除しきれない金額 を控除した金額又は同条第四項 に規定する繰越税額控除限度超 過額のうち同項の規定による控 除をしても控除しきれない金額 を控除した金額とし、震災特例 法第十条の二の二第三項又は第 三項の規定にあつてはそれぞ れ同条第三項に規定する税額控除</p>
	<p>の二の二第三項又は第四項の規 定、震災特例法第十条の三第一 項の規定及び震災特例法第十条 の三の二第一項の規定を含む。 以下この条において同じ。）</p>

限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額とする。第三号を除き、以

額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第二項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とす。第三号を除き、以下この規定において同じ。）を

下二の条において同じ。) を

の額として

の額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額）として

第三項				
又は第十条の五の三第四項 若しくは第十条の五の三第四項、旧効力措置法第十条の四第四項又は震災特例法第十条の二第四項、第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項	省略			
第五項 又は第十条第八項第五号 に限り	省略	省略		
又は震災特例法第十条の二第五項、第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り	若しくは第十条第八項第五号 又は第十条二第四項各号 同上	若しくは第十条三第五項若しくは旧効力措置法第十条の四第五項 又は第十条二第四項各号 同上	同上	又は第十条三第四項 若しくは第十条三第四項、旧効力措置法第十条の四第四項又は震災特例法第十条の二第四項若しくは第十条の二の二第四項

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二十二条 旧租税特別措置法第四十二条の十第一項の承認経営革新計画に係る承

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二十二条 旧租税特別措置法第四十二条の十第一項の承認経営革新計画に係る承

同上				
又は第十条の二第四項各号 同上	又は第十条二第四項各号 同上	又は震災特例法第十条の二第五項若しくは第十条の二の二第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り	又は震災特例法第十条の二第五項若しくは第十条の二の二第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り	又は第十条三第四項 若しくは第十条三第四項、旧効力措置法第十条の四第四項又は震災特例法第十条の二第四項若しくは第十条の二の二第四項

認を施行日前に受けた法人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項					
第六十八条の十四第二項					
旧効力措置法第六十八条の十四	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項	第四十二条の四	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十八号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四	平成二十四年三月三十一日	平成二十五年三月三十一日
第六十八条の十四第二項	第六十八条の十四第二項	前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二	第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二	同法第六十六条第一項とあるのは「法人税法第六十六条第一項」と、同法第九项中「第六十八条の十四第二項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の十四第二項」と、「第六十八条の十四第三項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の十四第三項」と、同条第十項中「又は租税特別措置法第四十二条の十第二項」とあるのは「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第二項」と、「並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項」とあるのは「並びに旧効力単体措置法第四十二条の十第二項」と、同条第十一項中「租税特別措置法第四十二条の十第五項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第三項において「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第五項」と、「租税特別措置法第四十二条の十第五項」とあるのは「旧効力単体措置法第四十二条の十第五項」とする。	平成二十四年三月三十一日

認を施行日前に受けた法人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第四項中「第六十八条の十四第二項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第八条の十四第二項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の十四第二項」と、「第六十八条の十四第三項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の十四第三項」と、同条第十項中「又は租税特別措置法第四十二条の十第二項」とあるのは「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第二項」と、「並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項」とあるのは「並びに旧効力単体措置法第四十二条の十第二項」と、「租税特別措置法第四十二条の十第五項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第三項において「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第五項」と、「租税特別措置法第四十二条の十第五項」とあるのは「旧効力単体措置法第四十二条の十第五項」とする。

租税特別措置法第四十二条 の十五項」		
旧効力単体措置法第四十二条 の十五項」	並びに租税特別措置法第四 十二条の十第二項	並びに旧効力単体措置法第四十 二条の十第二項
	租税特別措置法第四十二条 の十五項」	租税特別措置法等の一部を改正 する法律（平成二十四年法律第 十六号）附則第二十二条第一項
		（沖縄の特定中小企業者が經營 革新設備等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除 に関する経過措置）の規定によ りなおその効力を有するものと される同法第一条の規定による 改正前の租税特別措置法（第三 項において「旧効力単体措置法 」といふ。）第四十二条の第十 五項」

前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)第四十二条の四(平成二十五年新租税特別措置法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条の十一から第四十二条の十二の四まで、第六十二条及び第六十二条の三(平成二十五年新租税特別措置法第六十三条において準用する場合を含む。)の規定

2 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の四（新租税特別措置法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条の十一、第四十二条の十二、第六十二条及び第六十二条の三（新租税特別措置法第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二第一項中「並びに